

T-NEWS

11
【 Vol.006 】

土屋 敬の「つれづれ雑記」

パートタイマーを上手に確保する方法

平成 29 年度税制改正要望、来年度改正の行方は？

マタハラ防止対策できていますか？

職場における受動喫煙防止対策で助成金を活用

事業承継税制の認定件数、27 年は 456 件と大幅増加



土屋敬の つれづれ雑記



朝晩の冷え込みが一層厳しくなってきました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

10月中旬、我が家は早くもこたつを出しました。晩酌をしながら、こたつの上で息子と将棋を指すのが、最近の楽しみとなっております。息子はまだ小学2年生ですが、飛車角落ちで勝負すると、2回に1回は負けます（笑）。数年後には、飛車角落ちにする必要もなくなるのだろうか…。子どもの吸収力と成長の速さには、本当にびっくりさせられますね。

先日、20年以上にわたり将棋界のトップに君臨する羽生善治棋士のインタビュー記事を読みました。羽生さんは、対局前にはあえて将棋のことは一切考えないようにすること。散歩をしたり、お茶を飲んでボーっとしたり…。こうして心に「余白」を作っておくと、集中力が増して直感が冴えてくるのだそうです。

心の「余白」を作る時間 = 完全に「無」となる時間

実際にやってみるとおわかりになると思いますが、職場や自宅で「無」となる時間を作るのは、非常に難しいものです（そもそも「無」になること自体、修行を積んだお坊さんでもなかなか難しいそうです）。そこで私の場合は、心の「余白」を作る時間＝考える時間と捉え、定期的に考える時間を確保するようにしています。

場所は決まって温泉 or 岩盤浴。入浴中は当然のことながら裸&手ぶらです。「無の境地に入る」か「仕事のことをトコトン考える」ことしかできません。宿泊するのが理想ですが、半日、いや2時間でも滞在すると、頭の中が整理されてすっきりします。これが土屋流の「正しいサボり方」です（笑）。

日本人は真面目すぎて、体調不良で休んでいる時や有給休暇を取っている時でさえ、罪悪感を覚えてしまう人が多いようです。長く社会に貢献し続けるためには、正しくサボることも大切。サボることに罪悪感を覚える方は、『考える時間を作っている＝お客様や家族、従業員に貢献している』と考えてみてはいかがでしょうか？ せっかく世界有数の温泉大国に住んでいる訳ですし、活用しない手はありませんよ。

★11月17日は「将棋の日」

将棋好きであった江戸幕府第8代将軍徳川吉宗が年に一度、旧暦の11月17日に「御城将棋の日」として御城将棋を行っていたことに由来して、1975年に日本将棋連盟が11月17日（新暦）を「将棋の日」と決めました。毎年その前後の日程で大規模な将棋イベントが開催されるそうですよ。

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

パートタイマーを上手に確保する方法

パートの採用に苦戦する中小企業

採用環境は、売り手市場が続いており、各企業は正社員だけでなくパートタイマー（パート）・アルバイトの人材確保に大変苦戦を強いられている。その中でも中小企業は、知名度の高い大手企業などと比べると求職者の応募数も少なく、さまざまなところに求人を出していても応募が全くないというようなこともある。一昔前なら同じ労働条件で多数の応募があったので、その変化に驚きを隠せない中小企業の経営者もいる。

ただ普通に採用活動をしていても状況を改善するのは難しいので、対策が必要であるのはいうまでもない。このような厳しい状況において、中小企業がパートを確保する方法について考えてみたいと思う。

約3分の2の企業がハローワークを利用している

求人広告の株式会社アイデムが発表している「平成25年版 パートタイマー白書」によると、パート・アルバイトを雇用している企業に、どのような情報媒体や方法で募集しているのかを聞いたところ、トップは「職業安定所（ハローワーク）」で64.5%。次いで、「従業員等の紹介」38.3%、「自社のホームページ」28.5%、「求人情報誌（フリーペーパー等）」25.5%であった。その他では「新聞の求人折込広告」、「インターネットの求人検索サイト」、「人材紹介会社からの紹介」、「新聞の求人欄」、「求人ポスターなどの掲示」、「SNS」など様々である。

それらのなかで最も有効だと思う募集方法を聞いたところ、「職業安定所（ハローワーク）」39.2%、「従業員等の紹介」19.7%、「求人情報誌（フリーペーパー等）」10.9%の順となった。

一方、パート・アルバイトに仕事探しの際、どのような情報媒体・方法を利用するか聞いたところ、最も多かったのは「インターネットの求人検索サイト」63.6%で、次いで「求人情報誌（フリーペーパー等）」50.8%、「新聞折込求人広告」41.9%、「職業安定所（ハローワーク）」40.3%の順となった。

このように企業の採用活動と個人の求職活動には差があることから、自社の業種や職種にマッチした募集方法を決定するには、可能性を広げるためにも複数の情報媒体や方法をいろいろ試したいところである。

従業員や取引先の紹介は効率的

しかしながらもっと大事にしたいのは企業側が採用したいと思うような応募者が実際にパート等の仕事を探すときには、どのような方法で探し、実際に応募しているかということである。面接の際に、参考までに応募者に質問してみてもいいし、身近な人からのヒアリングなども大いに役立つデータとなる。企業側がそれほど重視していなかった方法がきっかけで採用にいたる場合もあるので、先入観を捨てて、過去のデータの影響を受けすぎないようにすることが大切である。

最後に中小企業こそ、従業員の紹介、そして取引先の紹介による応募者を増やしていきたいところである。会社として、社内制度としてパートタイマー紹介制度を設けてインセンティブを与えるのも1つの方法である。

例えばパートやアルバイトが職場で生き生きと働いている様子が企業のホームページに掲載されていれば採用活動に有利に働く可能性が高いので、簡単ではないがぜひともチャレンジしていただきたい。

庄司 英尚（株式会社アイウェーブ代表取締役、庄司社会保険労務士事務所代表、社会保険労務士）

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所

ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F

Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474

携帯 090-9538-2463

E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0043)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

平成 29 年度税制改正要望、来年度改正の行方は？

経済産業省の平成 29 年度改正要望、柱は 4 つ

例年通り、各省庁から平成 29 年度の税制改正要望が 8 月 31 日に出揃った。これから年末にかけて、来年度税制改正に関する議論が行われることになる。各省庁の中から、経営に影響するであろう、経済産業省の税制改正要望を取り上げてみたい。

要望項目は、大きく 4 つに分かれている。

1. 第 4 次産業革命を中心とした「攻めの経営」の推進
2. 地域経済・中小企業の活力強化
3. グローバル化に対応した事業環境整備
4. 車体課税の抜本見直し

このうち、中小企業に大きく影響しそうなものは、1. と 2. だろう。

第 4 次産業革命に対応する、研究開発税制・事業再編税制の見直し

「1. 第 4 次産業革命を中心とした『攻めの経営』の推進」の主な改正要望項目のラインナップは以下のようになっている。

- ・研究開発税制の延長・強化
- ・ベンチャー税制の延長・強化
- ・事業再編税制の延長・見直し
- ・高度外国人材等の獲得強化

研究開発税制については、第 4 次産業革命といわれる、AI やビッグデータ等を活用した高付加価値なサービス開発を新たに支援対象に追加することを要望している。

また、第 4 次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピンオフ等の円滑な実施を可能とする税制措置を要望している。

中小企業の課題、「賃上げ」「設備投資」「事業承継」に対応

「2. 地域経済・中小企業の活力強化」に関する主なメニューは、以下の通りである。

- ・中堅・中小企業の賃上げ促進
- ・中小・小規模事業者の「攻めの投資」の抜本強化
- ・中小企業に対する法人税の軽減税率の延長
- ・事業承継促進のための税制措置の強化等
- ・地域未来投資促進税制の創設

賃上げ促進については、現行の所得拡大促進税制の税額控除率の拡充を、設備投資については、中小企業投資促進税制の即時償却等や固定資産税の軽減措置の対象設備に、サービス業の生産性向上に資するロボットや省エネ設備等を追加することを要望している。

また、事業承継については、取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを求め、事業承継税制の雇用要件等の見直しも要望している。

なお、今回の内容はあくまで改正要望であり、実現するかどうかは不明であるため、ご注意頂きたい。

参考 経済産業省「平成 29 年度 税制改正に関する経済産業省要望のポイント」

http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pdf/01_11.pdf

参考 経済産業省「平成 29 年度 税制改正に関する経済産業省要望【概要】」

http://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2017/pdf/01_12.pdf

(村田 直 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所

ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0044)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

マタハラ防止対策できていますか？

ハラスメント対応特別相談窓口を開設

厚生労働省は、この9月1日から年末まで、全国の都道府県労働局で「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施している。事業主などを対象とした説明会の開催のほか、事業主も労働者も相談できる「ハラスメント対応特別相談窓口」が開設されている。

これは、改正男女雇用機会均等法と改正育児・介護休業法が平成29年1月1日から全面施行されることに伴い、事業主に対して新たに義務付けられる妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント防止措置やその必要性、改正法・関係省令などの内容について、理解を深めてもらうことを目的としている。

実際にどのように準備していけばいいのか悩んでいる企業も多いと思われる。マタハラ防止対策に早めに着手するためにもこのような機会を有効に活用したいところである。

企業のマタハラ対策でやるべきことは？

今回の法改正により、妊娠、出産等を理由とするハラスメント行為（マタハラ）を防止するため、マタハラ防止措置が企業に義務付けられる。具体的には、事業主（人事労務担当者）自らが行う不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む）が禁止されるのはもちろんだが、改正法施行後は、上司・同僚が、妊娠・出産や育児休業・介護休業等に関する言動により、妊娠中や産後の女性労働者、あるいは育児休業の申出・取得者等の就業環境を害することがないように、防止措置を講じなければならず、企業側は改正法施行日までにマタハラ相談窓口の設置や研修等の防止策を準備しなければならない。

なお、マタハラ防止の方針を反映した就業規則を策定し、違反した場合の懲戒処分等を盛り込むことも必要だ。そして全従業員に周知・啓発することが企業には求められている。人事労務担当者にとっては忙しい時期であるが、ここをしっかりと押さえておくことで些細なトラブルを予防することにつながる。

大事なのは企業としての積極的な取り組み姿勢であり、全従業員に「マタハラは絶対に許さない」ということを企業のトップ自らが継続して訴えていればその予防効果は大きいのではないだろうか。

参照：厚生労働省『全国マタハラ未然防止対策キャラバン』を実施します

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000134665.html>

庄司 英尚（株式会社アイウェーブ代表取締役、庄司社会保険労務士事務所代表、社会保険労務士）

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所

ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F

Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474

携帯 090-9538-2463

E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0045)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

職場における受動喫煙防止対策で助成金を活用

職場の受動喫煙防止対策は事業主の努力義務に

平成 27 年 6 月 1 日から、職場の受動喫煙防止対策は事業主の努力義務となりました。

また、従業員の健康保持・増進の観点からも、受動喫煙防止対策は事業主の重要な役割として求められています。受動喫煙とは、室内および室内に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。特に妊娠している方、呼吸器・循環器疾患のある方および未成年者は、受動喫煙の影響を受けやすい懸念があるため、格別の配慮が必要です。

職場における受動喫煙防止対策の進め方

受動喫煙防止対策は、職場ごとの状況によって異なり、また時間とともに変化するものです。

まずは現状を正しく把握、分析し、実施可能な対策のうち、最も効果的なものを検討すること、職場全体で受動喫煙防止対策の必要性を認識し、喫煙者の理解を求め、組織的に対策を進めることが重要です。

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。効果的な対策の相談、申請書類の書き方、風速要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要な測定機器を提供します。利用はすべて無料です。

喫煙室の設置等にかかる工費の助成率は2分の1

対象事業主	労働者災害補償保険の適用事業主である中小企業事業主
助成対象	①一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費 ②一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置に必要な経費 ③喫煙室・屋外喫煙所以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置などの措置に必要な経費
助成率・助成額	喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1(上限 200 万円)

本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。

また、必要以上の性能を有する機械設備、高価な材料を用いた事業は、減額査定の対象となります。上限額は 200 万円としていますが、受動喫煙防止対策に必要な金額について、必要な限度で助成するものです。「国の助成金を使えば、無料で喫煙室が設置できる」と業者から喫煙室の設置を勧められたという情報が厚労省に寄せられていますが、国の助成金は工事費の半額を補助するもので、全額を補助するものではありませんので注意が必要です。

なお、助成金の受付は原則申請順とし、申請額が年度の予算額に到達した場合、受付締切となる予定です。

参照：厚生労働省HP 受動喫煙防止対策助成金 職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業（財政的支援）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

(沖田真紀 特定社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0046)

興味深いレポートを入手しましたのでお届けします。お時間のあるときにご覧ください。

事業承継税制の認定件数、27年は456件と大幅増加

過去6年間の年平均件数の約2.6倍に伸び

平成27年から事業承継税制（非上場株式の相続・贈与税の納税猶予制度）が使いやすくなったことでその利用が大幅に伸びていることが、経済産業省が公表した平成29年度税制改正要望の資料で明らかになった。

資料によると、雇用要件の緩和など事業承継税制の新制度が施行された平成27年分の認定件数は推計456件で、過去6年間の年平均件数173件に対して約2.6倍に伸びている。

平成27年分の相続税の認定件数は、平成27年1月～10月の10ヵ月分の実績値154件に、11月～12月の2ヵ月分についても、同数の認定がなされるものと推計し30件を上乗せしている。

この結果、相続税は平成26年分の151件から推計184件に増加したが、特に、先代経営者の役員退任要件等が緩和されたことによる影響から、平成27年分の贈与税の認定件数は平成26年分の47件から272件へと5.8倍に増加している。

平成27年1月からの事業承継税制の主な変更点

平成27年1月からの事業承継税制の主な変更点は、(1)親族外承継を対象化、(2)相続・贈与前の雇用の8割を「5年間毎年」維持しなければならなかったところを、「5年間平均」で評価、(3)先代経営者は贈与時に役員を退任しなければならなかったところを、有給役員で残留可としたこと、(4)要件を満たせず猶予打ち切りとなった際に承継5年超で5年間の利子税を免除するなど納税猶予打ち切りリスクを緩和、などがある。

個人事業者の事業承継時の負担軽減措置の創設を要望

経済産業省は、平成29年度税制改正要望の中でも、事業承継税制について、雇用要件の見直しや生前贈与のインセンティブ強化等のための見直しを行うことを求めているほか、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等を要望している。個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で豊かな地域社会の形成に貢献する存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が狙いだ。

小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業承継時には、居住用資産だけでなく、他に有している事業用資産に相続税・贈与税が課税されることになる。経産省は、事業用資産は今後の事業の継続のために必要な資産だが、個人事業者は一般的に担税力が低く、事業承継をする際の純資産480万円超（相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額）の個人事業者が所有する事業用資産の約3割が建物及び機械装置及び器具備品であり、事業承継後の事業継続に必要な資産の承継を円滑化することにより、円滑な世代交代と、税負担による個人事業主の廃業等を防ぐ効果が見込める、との考えを示している。

参考：経済産業省「平成29年度税制改正に関する経済産業省要望」

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/zeisei_r/pdf/1_02.pdf

(浅野宗玄 税金ジャーナリスト 株式会社タックス・コム代表)

ソニー生命保険株式会社

仙台ライフプランナーセンター第2支社
第3営業所
ライフプランナー **土屋 敬**

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-2-3 仙台 MTビル 15F
Tel 022-296-5472 Fax 022-296-5474
携帯 090-9538-2463
E-mail: TAKASHI_TSUCHIYA@sonylife.co.jp

(SL16-7234-0047)